

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

四国地方整備局長
豊口 佳之

処分をした 年月日	処分を受けた 建築士の氏名、 その者の一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別及び その者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和 7 年 3 月 1 9 日	須見 矩明 一級建築士 第 172276 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 7 年 3 月 1 9 日	原 秀樹 一級建築士 第 198831 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 7 年 3 月 1 9 日	村藤 勉 一級建築士 第 198831 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

令和 7 年 3 月 1 9 日	福崎 正二 一級建築士 第 137634 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 7 年 3 月 1 9 日	中澤 賢二郎 一級建築士 第 196838 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 7 年 3 月 1 9 日	森 重樹 一級建築士 第 243329 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。